最終更新日：2016年5月9日
栗田工業株式会社
代表取締役社長　門田　道也
問合せ先：管理本部 総務部　03-6743-5012
証券コード：6370
http://www.kurita.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社および連結子会社（以下「クリタグループ」といい、当社単体の場合は「当社」といいます）は、「”水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」という企業理念のもと、水と環境の分野における事業活動を通じて広く社会に貢献することを目指しています。顧客、取引先、従業員、株主、地域社会 といったさまざまなステークホルダーの権利や立場を尊重しその期待に応えながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。このために、クリタグループは透明・公正かつ迅速・果断な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目的として、コーポレートガバナンスの確立に努めていきます。

＜基本方針＞
（1）株主の権利・平等性の確保
クリタグループは、株主が株主総会議決権等の権利を適切に行使することができる環境の整備に努めるとともに、少数株主や外国人株主を含む株主の権利の実質的な平等性を確保するために、株主の権利行使に必要な情報を適時、適確に提供します。

（2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働
クリタグループは、法令および社会倫理遵守を全ての企業活動の前提とし、サステナビリティをめぐる課題に適切に対応しながら、取締役会のリーダーシップのもとで顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な協働に努めます。

（3）適切な情報開示と透明性の確保
クリタグループは、監査役会、監査役、および会計監査人が監査を適正に行うことができる環境を整備します。また、会社法および金融商品取引法等の情報開示に係る関係法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則に従って情報開示を行うほか、株主のクリタグループに対する理解促進に有効と思われる財政状態および経営成績等の財務情報ならびに経営戦略および資本効率に関する方針等の情報について積極的かつ公平に開示します。

（4）取締役会および監査役会等の責務
取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を果たし、企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るために、企業戦略の方向付け、重要な業務執行の決定、経営全般に対する監督、適切なリスクテイクを支える内部統制およびリスク管理等の強化を行います。
監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を果たし、独立した客観的な立場から適切な監査を行い意見を表明します。

（5）株主との対話
クリタグループは、「株主を尊重した経営」を経営指針の一つとして掲げ、株主に対し適時・適切に情報提供するとともに株主との建設的な対話に努めます。

なお、当社の「コーポレートガバナンスに関する方針」を当社ホームページに掲載しております。
http://www.kurita.co.jp/aboutus/csr_governance_detail.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4.　上場株式の政策保有および議決権行使に関する方針】
1）上場株式の政策保有に関する方針
当社は、取引関係の強化等の目的のため政策保有株式として上場株式を保有することがあります。また、当社は、政策保有株式について中長期的な経済合理性や保有先との関係性を検証することにより保有リスクの最小化に努め、取締役会において定期的または適時に保有の適否を見直します。
2）政策保有株式の議決権行使の方針
当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、保有先の中長期的な企業価値向上および当社の株主価値増大に資するかどうかを総合的に勘案し、議案ごとに賛否の判断を行い行使します。

【原則1－7.　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者と重要な取引を行う場合、そうした取引がクリタグループや株主共同の利益を害することのないよう、あらかじめ取締役会において審議し決定します。その付議基準等の細目は取締役会規則において定め、基準について開示するものとします。

【原則3－1.　情報開示の充実】
（1）、（2）については、本報告書の「1．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。
（3）取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての方針、手続
1）取締役・監査役の報酬の決定方針
取締役・監査役の報酬体系は、継続的な企業価値向上と業績向上へのインセンティブに資するよう、基本報酬としての基準年俸額と業績結果を反映する業績連動額から構成します。また、取締役・監査役は、中長期的な業績向上へのインセンティブとなるように、基準年俸額の一定の割合を役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当します。
基準年俸額は、取締役においては役位別に、監査役においては勤務形態別に定めた額とし、業績連動額は年度事業計画の達成度に応じて増減します。ただし、監査役の業績連動額の割合は低く設定します。
2）取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての手続

取締役社長は、取締役・監査役の報酬体系・水準および取締役の業績評価について取締役会に提案する際、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問会議の答申を踏まえ、株主総会で定めた総額の範囲内で取締役の報酬を決定します。各監査役の報酬は監査役会決議により配分を決定します。
（4）取締役・監査役候補者の指名に関する方針、手続
1）取締役・監査役候補者の指名に関する方針
取締役会は、当社「コーポレートガバナンスに関する方針」（9）項の「取締役会の規模・構成」に従い、取締役候補者を指名します。また、監査役候補者については、監査役の人数が3名以上かつそのうちに財務・会計に関する専門性を有する者が1名以上となるように指名します。
2）取締役・監査役候補者の指名に関する手続
取締役社長は、取締役候補者、代表取締役候補者、および役付取締役候補者について、取締役会に提案する際、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問します。取締役社長は、指名・報酬諮問会議の答申を踏まえ、推薦理由を明確にした上で取締役会に取締役候補者、代表取締役候補者および役付取締役候補者推薦の議案を付議し、取締役会は、これを審議のうえ候補者を指名します。取締役会は、監査役会の同意を得たうえで監査役候補者を指名します。
（5）取締役・監査役候補者の選任理由
上記（5）の推薦理由については、招集通知にて開示します。

【補充原則4－1－1.　取締役会が判断・決定する範囲、経営陣幹部に対する委任の範囲】
取締役会は、取締役会規則に定める経営政策・方針に関する事項、経営計画の戦略・目標・重点施策、重要な投融資および事業譲渡等の重要な業務執行について決定します。また、重要なものを除く業務執行については、経営陣幹部で構成する経営会議体、または、決裁・審査規程に定める決裁権限を有する経営陣幹部が、事業計画の達成を目指し、迅速に業務執行を決定します。

【原則4－8.　独立社外取締役の有効な活用に関する方針】
取締役の人数は3名以上とし、そのうち2名以上を社外取締役で構成し、取締役会の独立性と客観性を確保します。

取締役および監査役は、独立社外取締役が、その役割責任を十分に果たすことができるよう、取締役会その他個別の会合等の機会を利用して、相互に情報交換を行い、業務執行の状況等に関する認識共有を図ります。

独立社外取締役は、必要に応じて経営企画室に所属する特定の社員に対して取締役の職務を補助するよう指示することができます。

【原則4－9.　独立社外取締役の役割、責務および独立性判断基準】
独立社外取締役は、企業理念、企業ビジョン、中期経営計画および単年度事業計画に照らして、クリタグループの経営活動の成果ならびに取締役および執行役員の業務執行の状況を評価し、クリタグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る、との観点から取締役会において意見を表明するものとします。

独立社外取締役は、取締役候補者の指名および取締役の報酬その他取締役会の重要な意思決定において、独立した立場および経営を監督する立場に立って取締役会で意見を表明するものとします。

独立社外取締役候補者選定における独立性の判断基準は、独立社外取締役候補者本人またはその近親者 が次の各号に該当しないこととします。
a. 現在および過去10年以内の、当社または当社の子会社の業務執行者
b. 現在および過去1年以内に、当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
c. 現在および過去1年以内の、当社の主要な取引先またはその業務執行者
d. 現在および過去1年以内の、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
e. 現在の、当社の主要株主またはその業務執行者
f. 現在、社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（ただし本人のみ）
g. 現在、当社が寄付を行っている先の業務執行者（ただし本人のみ）

【補充原則4－11－1.　取締役会の規模、構成】
1）人材構成
取締役会は、業務執行に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、各事業分野、経営企画、財務・会計、法務、技術等の高い専門性を有する人材で構成し、取締役会全体で意思決定に必要な知識・経験を補完する体制とします。
2）人員規模
取締役の人数は3名以上とし、そのうち2名以上を社外取締役で構成し、取締役会の独立性と客観性を確保します。

【補充原則4－11－2.　取締役および監査役の兼任制限】
常勤取締役および常勤監査役は、他の上場会社等の取締役または監査役を兼任しないものとします。非常勤の独立社外取締役および独立社外監査役は、当社を含めて3社を超える上場会社等の取締役または監査役を兼任しないものとします。なお、兼任状況は毎年開示します。

【補充原則4－11－3.　取締役会の評価に関する方針】
1）目的・評価頻度
取締役会は、求められる役割や機能をより有効に発揮していくために、取締役会の実効性の分析・評価を毎年実施します。
2）評価項目
取締役会の実効性の分析・評価は、取締役会の構成、取締役会に対する個々の取締役の貢献度合い等が把握できる適切な評価項目を定め、多面的な評価を実施します。
3）評価結果の開示
取締役会の評価結果の概要、今後の課題、施策については、アニュアルレポート等で毎年開示します。

【補充原則4－14－2.　取締役、監査役のトレーニングに関する方針】
1）新任取締役および新任監査役へのオリエンテーション
新任取締役および新任監査役は、期待される役割と責務を果たすため、就任後速やかに所定のオリエンテーションに参加するものとします。
2）取締役および監査役の自己研鑽
取締役および監査役は、会社の重要な統治機関の一翼を担う者として求められる役割を果たすために、自発的に必要な知識を習得し、継続的に研鑽を積むものとします。当社は、取締役・監査役に対し、外部セミナー等の情報を提供するとともに、その費用を別途定める範囲で負担します。
3）トレーニングの実施状況の確認
経営企画室長は、取締役および監査役のトレーニングの実施状況を毎年取締役会に報告します。

【原則5－1.　株主との対話および適切な情報開示に関する方針】
1）基本的な姿勢
クリタグループは、「株主を尊重した経営」との経営指針に基づき会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主の意見

に積極的に耳を傾け、株主との建設的な対話を促進するための体制整備と取り組みを継続的に行っていきます。
2）対話を促進するための体制
　株主との建設的な対話を統括する責任者は経営企画室長とします。経営企画室長は、株主からの対話の要請に対して自ら対話に臨むとともに、取締役社長その他の経営陣等と株主との対話の機会を確保し、株主にとって有益な場をつくるよう努めます。
　株主との対話を補佐する組織として、経営企画室内にIR・SRの専任部署を設置し、IR・SR専任担当者を配置します。IR・SR専任担当者は、経営企画室長が直接株主との対話に臨めない場合に経営企画室長に代わって対話を行います。また、経営企画室長は、社内の重要な情報を把握・集約し適切に管理するため、経営企画室、総務部および財務経理部内の担当者で構成されるIR・SR連絡会を設置し、定期的または必要に応じて情報を共有し、その管理に当たるとともに対話に必要となる情報の提供を行います。
3）IR・SR活動充実の取り組み
　経営企画室長は、個別面談以外の対話の手段となるIR・SR活動を統括し、IR・SR専任担当者が各種説明会や情報発信の充実等を企画・実施し、株主との対話の充実を図ります。経営企画室長は、期末の取締役会において当年度のIR・SR活動の実績と翌年度のIR・SR活動計画を報告するものとします。
4）株主の意見の経営層へのフィードバック
　経営企画室長は、取締役会に対して、対話を通じて把握された株主の意見や懸念のフィードバックを定期的または必要に応じて行います。また、IR・SR専任担当者は、面談の議事録を面談実施後速やかに作成し、取締役、監査役および執行役員が常時閲覧できる環境を提供します。
5）インサイダー情報の管理
　当社は、法が定める内部者取引の未然防止のため、「株式等の内部者取引の規制等に関する規則」を定めており、株主との対話においてもこの規則の遵守に努めます。また、当社では決算情報の漏えいを防ぎ公平を確保するため、原則として決算期日の翌日から決算発表までを沈黙期間として設定し、この期間中は決算に関する質問への回答やコメントを差し控えます。
6）株主構造の把握
　当社は、実質的な株主との対話を促進するため、少なくとも年2回、国内外ともに実質株主判明調査を実施し、株主構造の把握に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,151,200	5.16
日本生命保険相互会社	5,979,883	5.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,382,900	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,877,500	2.41
東京海上日動火災保険株式会社	2,155,826	1.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,056,131	1.72
NORTHERN TRUST CO. （AVFC） RE － HSDOO	1,785,300	1.49
ビーエヌワイエムエル ノン トリーテイー アカウント	1,784,200	1.49
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	1,737,500	1.45
NORTHERN TRUST CO. （AVFC） RE － SSDOO	1,737,374	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、2016年３月31日現在の状況を記載しております。

2. ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者である5社から2015年７月６日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により2015年６月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称：ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者である5社
住所　：東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
所有株式数　：6,014,443株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合：5.05%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村　清次	他の会社の出身者											
森脇　亞人	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村　清次	○	――	中村清次氏は、当社の事業活動とは別の分野で活躍していた人材であり、また代表取締役を歴任した豊富な経験および知見を有することから、社外取締役として適任であると考えています。 なお、同氏は株式会社商船三井および商船三井フェリー株式会社の元代表取締役ですが、両社は当社の取引先ではく、当社との特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じないと判断し、独立役員に指定しております。
森脇　亞人	○	森脇亞人氏は、平成8年6月に株式会社神戸製鋼所の取締役となりました。その後、同社およびグループ会社の代表取締役を歴任し、平成24年6月には同社グル	森脇亞人氏は、経営者としての経験とともに、「もの作り」や「企業改革」への深い造詣を持つ人材であり、豊富な知識および経験を有することから、社外取締役として適任であると考えています。 なお、同氏は、株式会社神戸製鋼所およびグ

		ープ会社の相談役を退任しました。 なお株式会社神戸製鋼所との取引が当社売上高に占める割合は僅少であり、通常の営業取引の範囲であります。	ループ会社の取締役に就任しておりましたが、平成24年6月に同グループ会社の役職から完全に退任しております。また、同社グループは当社の主要な取引先ではないことから、一般株主との利益相反が生じないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の独立性、職務遂行状況の確認を行うとともに、定期的かつ必要に応じて会計監査人と会計監査について協議、意見交換を行っています。さらに、監査役は当社の内部監査を担当する監査室の監査計画について協議するとともに、監査結果および財務報告に係る内部統制の評価やリスク管理等の評価についても、意見交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
葛生　知明	他の会社の出身者										△			
宇多　民夫	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
葛生　知明	○	葛生知明氏は、当社の取引先である伊藤忠商事株式会社出身ですが、10年以上前に退社しております。 なお同社との取引が売上高に占める割合は僅少であり、通常の営業取引の範囲であります。	葛生知明氏は、当社監査役に就任するまで33年間伊藤忠商事株式会社において財務経理業務を担当し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 また、同氏は当社との間に特別な利害関係はないことから、一般株主との利益相反が生じないと判断し、独立役員に指定しております。

宇多　民夫	○	―――	宇多民夫氏は、弁護士ではありますが、役員報酬以外に当社からの報酬は得ておりません。 従いまして、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反は生じないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社のすべての社外役員は、独立役員の資格を充たしているため、すべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上へのインセンティブとなるように、基準年俸額の一定の割合を役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度（平成27年3月期）の取締役および監査役に対する役員報酬は431百万円（取締役報酬356百万円、監査役報酬75百万円）であり、このうち社外役員への報酬等は56百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の【原則３－１．　情報開示の充実】、（３）取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての方針、手続をご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催の案内、資料の配布及び議題に関する事前説明については、取締役会事務局である経営企画室企画部が、必要に応じて実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、取締役11名（うち社外取締役2名）で構成され、経営方針等の重要な経営上の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

取締役会での決議を補完する意思決定の仕組みとして、経営会議及び決裁・審査規程に基づく、決裁申請制度を設定しております。

経営会議は、意思決定を行うとともに、取締役会及び経営会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、必要に応じて取締役会及び経営会議の決議事項の審査を行います。経営会議は、代表取締役社長、常務以上の取締役、経営企画室長及び代表取締役社長が指名する取締役・執行役員で構成し、原則月2回、必要に応じて臨時で開催しています。また、経営会議では、当社及びグループの経営に係わる事項の審議を行うとともに、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックし、乖離に対する是正を各担当取締役及び執行役員に指示しています。また、監査役は、経営会議に出席することができます。

執行役員は、業務執行力の強化を目的として2005年６月から導入しており、８名を選任しております。

決裁・審査規程の制定、改廃は、取締役会で決議しております。また、取締役及び執行役員の日常業務を効率的に行うため、決裁・審査規程に準じる内規を定め、運用しております。

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、監査3名（うち社外監査役2名）で構成され、各監査役は監査役会で定めた監査方針や業務分担に基づき監査役監査を実施するとともに、取締役の職務執行を監査しております。加えて、代表取締役社長の直轄組織として監査室を設置し、内部監査の充実を図っております。法令の定めに基づく会計監査法人として、太陽有限責任監査法人を選任し、会計監査の実施および充実を図っております。

当社は、社外取締役　中村清次、森脇亞人および社外監査役　宇多民夫の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のような体制により、業務執行および経営の監督の徹底が図れるものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	1999年から定時株主総会の約3週間前に発送しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年の株主総会から採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年の株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	2013年の株主総会から英文の招集通知（参考書類）を参考として作成しています。
その他	株主説明会(旧名称：株主懇談会)を2005年の株主総会から開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上実施	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を実施し、代表取締役社長が説明すると同時に、質疑に対応しています。また、年2回の決算電話会議を実施し、経営企画室企画部長が説明すると同時に、質疑に対応しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の海外ロードショーを主に代表取締役社長が説明者となって実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料及び質疑応答要旨を和文・英文にて掲載しているほか、決算説明プレゼンテーション音声（日本語のみ）を約3ヶ月間配信しています。 また、アニュアル・レポート、ファクトブック、株主通信などを掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室 企画部 IR課を設置しています。	
その他	投資家ミーティングは、年間を通じて、IR担当役員である経営企画室長やIR担当者が実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営指針のひとつに「社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・投資家・顧客・社員・地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていきます」を定め、ステークホルダーとの関係の尊重を明示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	クリタグループの環境改善活動は、「“水”を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」との企業理念に基づき、基本方針を「企業理念に基づく事業活動を行うことにより、「水と環境」の課題解決に取り組み、広く社会に貢献する。」と定め、企業理念の実現につながる重要な活動と位置付けています。具体的には、以下の3つの活動指針を設け環境改善活動に取り組 んでおり、その実績や活動内容などは「クリタグループ環境報告書」として取りまとめ、年に1度発行し、社外に開示しています。 ＜活動指針＞ 1. 環境改善に寄与する新商品、新技術の開発に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献する。（技術革新） 2. 「生産性向上」、「環境負荷低減」、「創エネルギー」をテーマに商品・技術・サービスの提供に取り組み、お客様の環境改善を実現する。（お客様ニーズ） 3. 日々の事業活動において、業務の改善、工夫を行い、環境負荷を低減する。（社内変革）

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・顧客・社員・地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていくことを経営指針のひとつに掲げております。この経営指針に則り、かつ、社内規程（株式等の内部者取引の規則等に関する規則及び機密情報管理規程）に基づき、投資者に対して適時適切な情報開示に努めております。
その他	当社には現在、役員に就任している女性はおりません。管理職(課長）は1名おります。なお、当社では専門職制度を導入しており、1名の管理職以外に、部長相当の女性専門職が1名、課長相当の女性専門職が4名おります。 女性の積極採用と職域の拡大を進めるとともに、育児と仕事の両立を図れるよう各種制度を充実させて、働きやすい環境の整備を進めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年５月度の取締役会において会社法に基づき当社及び当社グループにおける「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定し、本基本方針に基づき内部統制の強化を図っております。「内部統制システム構築に関する基本方針」につきましては、取締役会決議に基づき改定を実施しております。

１．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（1）当社及び連結子会社（以下、「グループ会社」という）は、経営指針のひとつに「社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・顧客・社員・地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていきます」を定め、法令遵守及び社会倫理遵守を企業活動の前提とする。また、本経営指針に基づき、「倫理行動規範、倫理行動実践のための基本原則及びコンプライアンスガイドライン」を定め、日々の事業活動において法令遵守及び社会倫理遵守を実践することを徹底する。さらに当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として応じないことを徹底する。
（2）当社は、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置すると同時に、同代表取締役を委員長とし、グループ会社の代表者を委員とするグループコンプライアンス委員会を設置する。本委員会において、コンプライアンス活動に関する活動方針・重点施策を定め、各本部・事業本部及びグループ会社の部門委員会を通じて、全社員に展開する。また、活動状況及び活動結果を定期的に取締役会に報告し、継続的にレベルアップを図っていく。本委員会委員長は、コンプライアンスに関する重大な問題、疑義が生じたと判断した場合、速やかに代表取締役社長に報告すると同時に是正措置、再発防止策を立案・実施する。代表取締役社長、もしくは本委員会委員長は、それらの状況について、適宜取締役会及び監査役会に報告する。
（3）代表取締役社長直轄の監査室を設置し、コンプライアンス活動に関する事項を含めた内部監査を実施する。
（4）法令上疑義のある行為等に関して、当社及びグループ会社の社員が直接情報提供を行う仕組みとして、公益通報者保護規程を定め、あわせてコンプライアンス相談室を設置する。また、公益通報窓口の運用状況は定期的に取締役会に報告し、当社及びグループ会社の経営の公正性、透明性の確保に努める。
（5）当社は、当社及びグループ会社の財務報告を適正に行うため、金融商品取引法に則った「内部統制報告制度」を整備し、運用する。本制度の運用におけるモニタリング、改善勧告及び改善支援は、監査室を責任部署として実施する。
なお、「当社内の業務プロセス統制」、「連結子会社の全社的な視点からの財務報告プロセス統制」に関するモニタリング、改善勧告・改善支援については、管理本部財務経理部がその一部を担うこととする。
（6）当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定められている「コーポレートガバナンス・コード」に対応するため、コーポレートガバナンスに関する方針を定め、当社及びグループ会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定並びに実効性の高い経営の監督の実現を目的としてコーポレートガバナンスを強化する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、取締役会で決議した文書規程及び機密情報管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体により記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社及びグループ会社に係わるリスクの監視及びリスクマネジメントの推進は、経営企画室長を担当役員として行う。経営企画室長は、当社及びグループ会社のリスクの分析・評価を定期的に行うとともに、監視を継続し、その発生防止に努める。また、経営に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合は、経営企画室長が対応の責任者と体制を立案し、代表取締役社長の承認を得て直ちに発令する。当該責任者は、速やかに対策を実行するとともに、リスクによる影響、是正の状況及び再発防止策について、代表取締役社長及び経営企画室長に報告する。
（2）重大なリスクの内、コンプライアンスに関するものはコンプライアンス委員会委員長を、安全衛生及び災害に関するものは本部安全衛生委員会委員長を責任者とする。また、日常的な事業活動に直結したリスクへの対応は、各事業本部長を責任者として実施する。その他、品質、環境、情報セキュリティ及び輸出規制等日常的リスクへの対応は、それぞれの担当部署が実施する。
（3）経営企画室長、各委員会委員長、各事業本部長及び本部長は、リスクマネジメント及びコンプライアンス活動の推進状況を定期的に取締役会に報告するとともに、重大なリスクの発生、結果に関して適宜、取締役会及び監査役会に報告する。
（4）リスクマネジメントの実施状況、改善状況のモニタリングは、監査室を責任部署として実施する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
次の経営管理体制・仕組みにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

（1）取締役会は、取締役及び執行役員への委嘱業務、組織の責任者（部門長、支社・支店長以上の管理職）を定める。
（2）取締役会は、長期ビジョン、中期経営計画及び単年度事業計画を策定し、組織毎の目標・方針・重点施策を定める。また、グループ及び事業部門の目標に対する月次・四半期での業績管理を行う。
（3）取締役会での決議を補完する意思決定の仕組みとして、経営会議及び決裁・審査規程に基づく、決裁申請制度を設定する。
（4）経営会議は、意思決定を行うとともに、取締役会及び経営会議での決議を迅速、且つ円滑に行うため、必要に応じて取締役会及び経営会議の決議事項の審査を行う。経営会議は、代表取締役社長、常務以上の取締役、経営企画室長及び代表取締役社長が指名する取締役・執行役員で構成し、原則月２回、必要に応じて臨時で開催する。また、経営会議では、当社及びグループの経営に係わる事項の審議を行うとともに、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックし、乖離に対する是正を各担当取締役及び執行役員に指示する。また、監査役は、経営会議に出席することが出来る。
（5）決裁・審査規程の制定、改廃は、取締役会で決議する。また、取締役及び執行役員の日常業務を効率的に行うため、決裁・審査規程に準じる内規を定め、運用する。

５．当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
次の体制・仕組みにより、当社及びグループ会社における経営及び業務の執行の適正化を図る。

（1）当社及びグループ会社は、統一の策定大綱に基づく、中期経営計画及び単年度事業計画を定める。
（2）グループ会社における経営全般の管理は、経営企画室が行う。また、グループ会社毎に、当社の担当役員及び主管部門を定め、中期経営計画、単年度事業計画に基づく業績の達成状況及びリスクマネジメントの状況を定期的に把握するとともに、指導を行う。
（3）グループ会社毎に、取締役会を設置するとともに、当社より（非常勤）取締役及び（非常勤）監査役を派遣し、経営、業績、決算及びリスクの監視を行う。また、グループとしての意思決定が必要な場合は、当社の経営会議で審議するとともに、当社の取締役会、経営会議、もしくは当社の決裁・審査規程別表「７．国内・海外関連企業に関する事項」に基づき意思決定を行う。
（4）グループ会社のコンプライアンスに関する取組みについては、本基本方針第１条第２項に記載のグループコンプライアンス委員会において方針を定め、具体策を実行する。また、グループとしての財務報告の信頼性を確保する体制に関しては、第１条第５項に記載の取組みの中で検討し、整備を図っていく。
（5）グループ会社は、経営、営業、製造、リスクマネジメント等の状況を月次又は四半期等、定期的に当社へ報告する。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）当社の監査役会は、専任の補助者を設置することができる。専任の補助者を設置しない場合は、監査役は必要に応じて監査室所属の特定の社員に対して監査業務の補助を行うよう指示することができる。
（2）前項の指示により監査役会の監査業務の補助を行う社員は、その範囲において取締役から独立して補助の職務を行う。また、当該社員の人事異動・人事評価等については、監査役の意見を尊重する。
（3）監査役会の監査業務を補助する社員は、監査役に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加することができる。

7. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
（1）当社の取締役及び社員が適正に業務を執行していることが定期的に確認できるよう、監査役は取締役会への出席義務を有するとともに、経営会議及びコンプライアンス委員会等に出席できる。
（2）当社の監査役は、文書規程、機密情報管理規程及びその他規程の定めにかかわらず、監査業務に必要な資料等を常時閲覧できる。
（3）当社の取締役は、業務執行に関する重要事項について、取締役会、その他重要会議等を通じて適宜監査役又は監査役会に報告する。
（4）当社の社員、グループ会社の取締役、監査役及び社員は、法令及び規程が定める事項に加え、コンプライアンス違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の各主管部署に対して報告する。当該部署は、当社の社員、グループ会社の取締役及び社員から受けた報告内容を必要に応じて監査役又は監査役会に対して報告する。また、監査役の求めに応じて必要な報告を行う。
（5）当社は、前項に基づき、当社の各主管部署や監査役又は監査役会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及びグループ会社の取締役及び社員に周知徹底する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保する体制
（1）監査役又は監査役会と代表取締役社長との間で、定期的な意見交換会を開催する。
（2）監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する基準を定め会計監査人候補者を指名する。当社及びグループ会社は会計監査人が高品質な監査を行うことができるように十分な監査時間を確保する。監査役、監査室及び会計監査人は、相互に監査計画の確認及び懸念事項を共有し、連携を図る。
（3）監査役又は監査役会は、必要に応じて監査室及び監査法人と協議、意見交換を行う。
（4）監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。但し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、当社に請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除については上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の、「1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」に定めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制
（1）開示に対する経営姿勢
当社は、社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・顧客・社員・地域社会・取引先と透明で公正な関係を築いていくことを経営指針のひとつに掲げております。当社はこの経営指針に則り、かつ、社内規程（株式等の内部者取引の規則等に関する規則及び機密情報管理規程）に基づき、投資者に対して適時適切な情報開示に努めております。

（2）情報収集・管理
当社グループの会社情報（決定事実・決算情報・発生事実）については、経営企画室長が総括責任者として管理しております。情報収集は、経営企画室長が当社各事業部門長等及び各グループ会社代表者から直接収集又は報告等を受けることにより行っております。なお、重要な会社情報に関しては経営企画室長が一元的に管理するとともに、緊急案件等のリスク情報を社長まで迅速に伝達する体制としております。

（3）適時開示の判断
収集した会社情報の適時開示の要否判断は、経営企画室長が行います。

（4）適時開示
適時開示が必要となる情報等に関しては、社内規程による取締役会での決議又は取締役会・経営会議での報告後に管理本部長が開示を行います。緊急を要するものについては、適時開示の要否を経営企画室長が判断し、取締役社長の了解を得て管理本部長が遅滞なく開示を行います。

コーポレートガバナンスの体制図

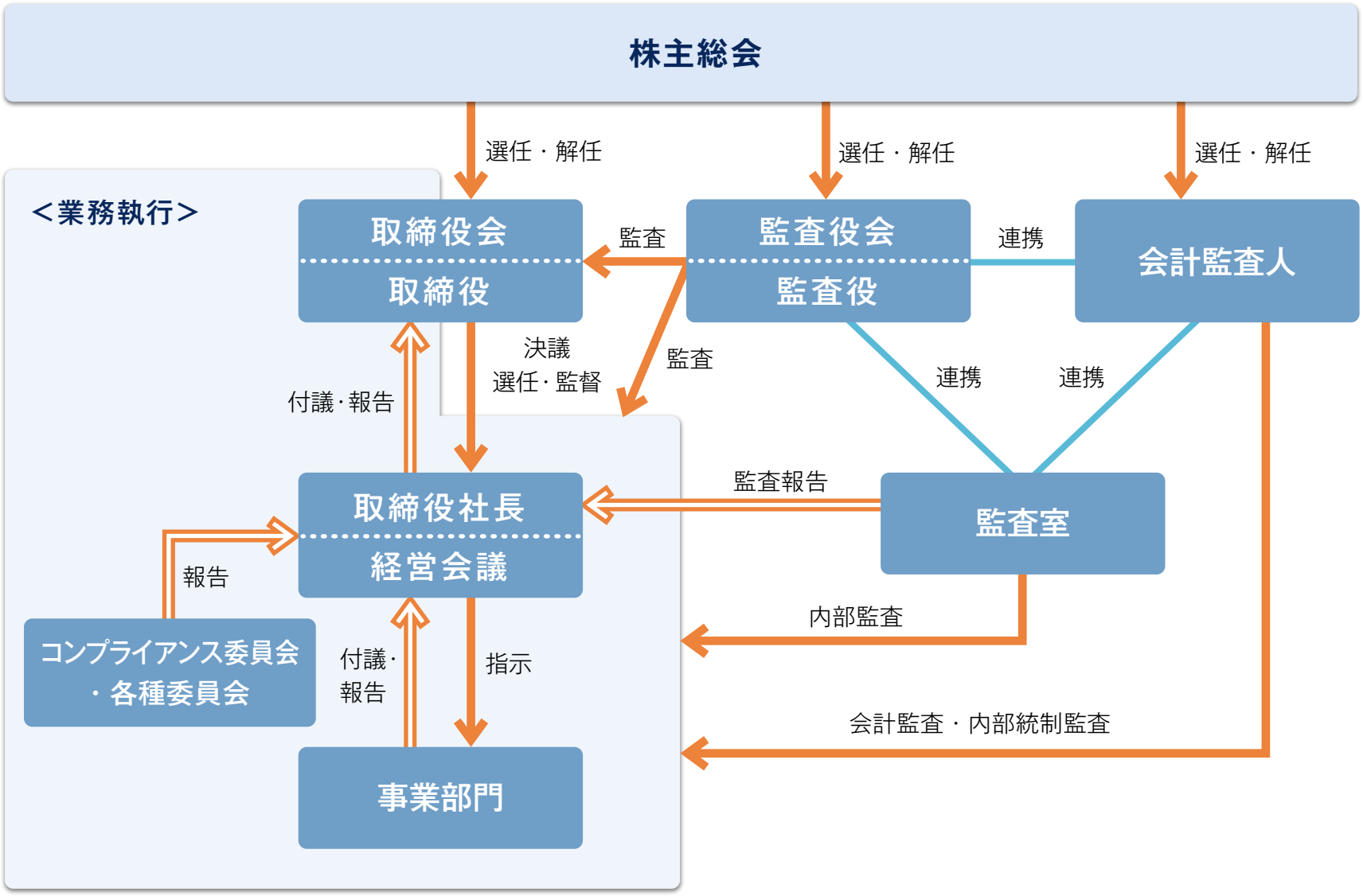

適　時　開　示　体　制

＜情報収集・管理＞

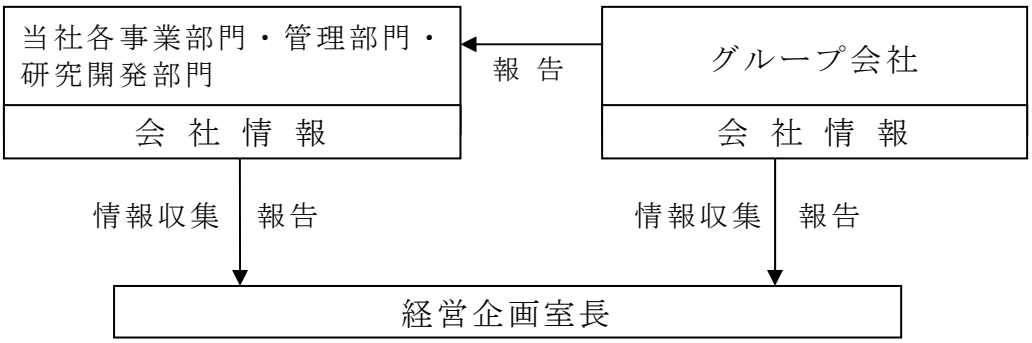

＜適時開示の判断＞

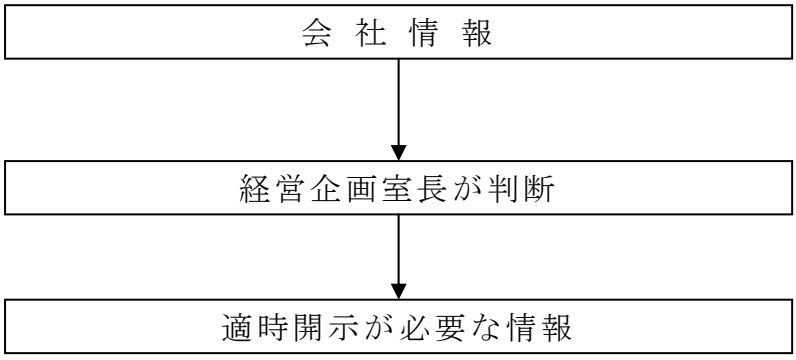
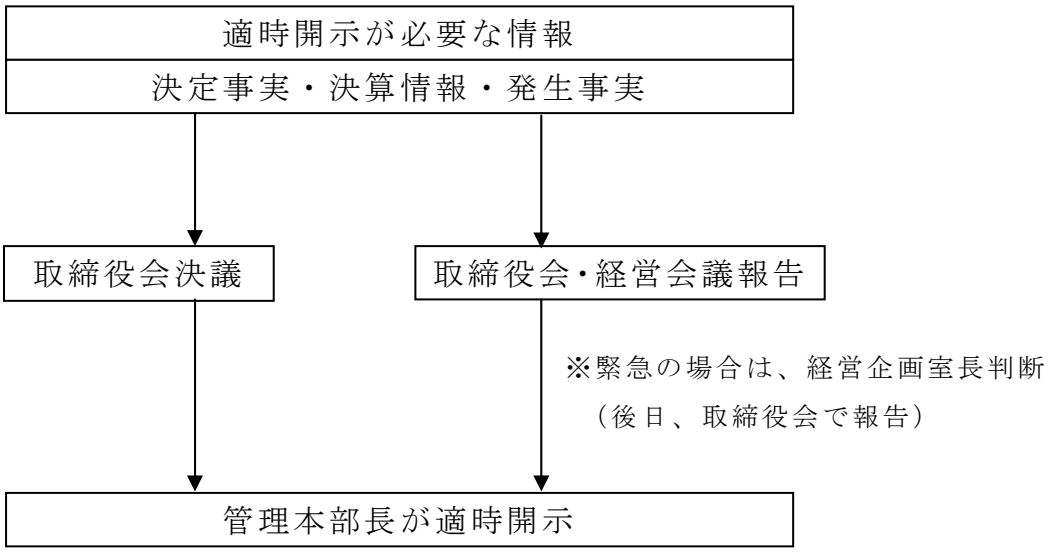
＜適時開示＞